

令和4年度(2022年度)予算の編成方針について

1 経済状況と国の動向

我が国の経済状況は、内閣府が令和3年9月16日に公表した月例経済報告によると「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている」とし、先行きについては、「ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、内外の感染症の動向、サプライチェーン(供給網)を通じた影響による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある」としている。

政府が令和3年6月18日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2021」(骨太方針2021)では、コロナを機に世界は大きく、急速なスピードで変化し、国内においてもデジタル技術を活用した働き方の変化、環境問題への意識の高まり、地方での暮らしへの関心の高まりなど、未来に向けた変化が大きく動き始めているとしている。

こうした内外の変化を捉え、ポストコロナの持続的な成長につなげるため、「グリーン社会の実現」、「官民挙げたデジタル化の加速」、「日本全体を元気にする活力ある地方創り」、「少子化の克服・子供を産み育てやすい社会の実現」の4点について成長を生み出す原動力として強力に推進し、強い経済を作りあげるとともに、様々なセーフティネットを強化し、誰一人として取り残さない包摂的な社会の構築を目指すこととしている。

令和3年10月8日に行われた岸田内閣総理大臣による所信表明演説では、「成長と分配の好循環」実現に向けて成長・分配戦略を両輪に掲げ、政策を総動員する姿勢が示された。成長戦略として、地方を活性化する「デジタル田園都市国家構想」や経済安全保障、分配戦略として、働く人への分配機能の強化や中間層の拡大と少子化対策などが掲げられており、今後予定される国の経済対策や補正予算の動向を見極め、適時・適切に対応していく必要がある。

2 本市の財政状況と今後の見通し

令和2年度決算に基づく本市の財政状況は、新型コロナウイルス感染症緊急対策の実施に伴い、歳出ベースでは令和元年度比25%増となったものの、国庫支出金等(特別定額給付金補助金や地方創生臨時交付金等)で補填されたため、財政運営への影響は限定的であった。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は89.9%となり、前年度より0.5ポイント改善した。これは、普通交付税等の歳入増と新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業中止等による歳出減の一時的な影響であり、財政構造が改善されたものではなく、今後は硬直化が進む見込みである。財政健全化判断比率については、いずれの指標も国が示す早期健全化基準を下回り、財政の健全性は保たれている。

令和3年10月における財政の見通しによると、市税収入の減少傾向が続く中、一般財源の確保が困難な状況にあり、令和4年度以降も当初予算編成において収支がマイナスとなる非常に厳しい財政状況を見込んでいる。

歳出においては、永続的な地域発展を意識した未来への投資は積極的に推進していく中で、高齢化等の進行による社会保障関係費の増、生ごみ等資源化施設などの大型事業の実施など、財政支出の増加が想定されている。

今後の財政運営にあたって、あらゆる手段で歳入を確保するとともに、変化 を恐れることなく前例踏襲という固定観念から脱却し、将来を見据えて効果や 目標から逆算した事業の再構築を進めなければならない。

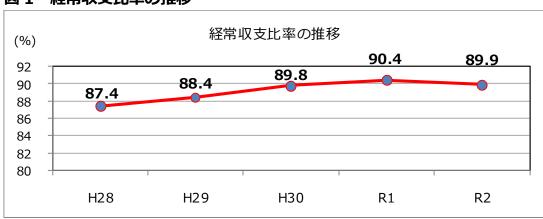


図1 経常収支比率の推移

図2 市税の推移(令和3年10月財政の見通しによる推計)



表1 歳入・歳出の推移(令和3年10月財政の見通しによる推計)

(単位:百万円)

区分	R1 (決算)	R2 (決算)	R3 (6月補正 時点)	R4	R5	R6	R7	R8
歳入	32,232	39,843	32,404	30,650	30,193	29,707	29,100	29,098
歳出	30,910	38,651	32,404	31,362	31,059	30,569	29,927	29,978
収支	1,322	1,192	0	▲712	▲ 866	▲ 862	▲827	▲880

※R4 年度以降は当初予算見込み額であり、収支状況を明確にするため、財政調整基金繰入金は計上していない。

3 予算編成の基本方針

新型コロナウイルス感染症により社会が大きく変容し、価値観も変わりつつある中で、真庭市を次世代に引き継いでいくため、地方分散型のモデルを目指す「SDGs 未来杜市」として、真庭市の地域価値を高め、暮らしやすく活力のある地域を創り上げていかなければならない。

コロナ禍の先行きが見通せない状況であっても、第2次真庭市総合計画に掲げる「真庭ライフスタイル」の多彩性を一層充実・成長させ、市民一人ひとりが真の豊かさを実感できる「共生社会まにわ」の実現と、かけがえのないふるさとを未来につなぐ「2050ゼロカーボンシティまにわ」の実現を目指すことに変わりはない。

令和4年度においても、市民のくらしと経済を支える新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、中期財政計画に基づく持続可能な財政運営を堅持しながら、次の5つの項目に重点を置き、将来を見据えて積極果敢に各種事業に取り組むものとする。

- 1)安全・安心で魅力的な地域づくり
- 2) 力強い循環型の地域経済づくり
- 3) 持続可能な真庭の環境づくり
- 4) 夢ある子育て、ひとづくりと豊かな文化づくり
- 5) 行政・地域経営の推進(dX、「カイカク・カイゼン」)

4 予算編成に際しての留意点

無駄を省き、効率的な行財政運営を実施するため、予算編成は、次の点に留意し、歳入歳出全般について、大胆な見直しを行うこととする。

(1) 財源の確保

市税や地方交付税等の確保はもとより、国・県補助制度及び民間資金の活用、市有未利用地等の売却、市税滞納金や税外未収金の回収、受益に対する 適正な分担金・負担金の徴収、使用料等の適正化、ふるさと納税制度の活用 などあらゆる歳入確保策を講じること。特に、民間資金の活用については、 民間、財団等が実施する助成制度等の情報収集に努め、積極的に活用するなど、新たな財源確保策に取り組むこと。

(2) 事業の最適化・部局間連携の促進

社会変容や市民ニーズの変化を捉え、前例踏襲することなく、<u>全ての事業</u>について、ゼロベースによる見直しを行うこと。

特に、費用対効果が低い事業、<u>新型コロナウイルス感染症の影響により中止した事業・イベント等については、改めて必要性・手法等を検証すること。</u> また、複数の部局にまたがる政策課題については、組織の枠を超えて関係 部局間で連携し、<u>事業内容が重複することのないよう、事業の一元化を図る</u>こと。

(3) スクラップ・アンド・ビルドと事業の終期設定

新規事業又は既存事業の拡充は、その事業が真に市民ニーズに基づくものか、本来市が行うべきものか、目的及び達成目標が明確になっているか等について十分な検討を行い、その財源は既存事業の縮小、廃止など<u>スクラップ・アンド・ビルドにより捻出すること。</u>

さらに、新規事業については、必ず事業の終期又は見直し時期を設定する こと(サンセット方式)とし、その期間は、原則として3年以内とするが、 効果検証に基づき、適時、廃止を含めた見直しを行う。

(4)後年度負担の把握等

計画的な財政運営を確保するため、新規事業を含む各種事業について、常に人件費を含む後年度負担の見込みを把握し、将来多大な財政負担をもたらすことのないよう十分検討すること。

また、施設整備については、必ず計画段階から執行体制及び管理運営方法の方針を定め、事業化にあたっては、後年度負担の軽減を図るため、最も効率的な財源の活用が図られるよう配慮すること。

(5) 役割分担の明確化と補助金、負担金、委託料等の適正化

国、県、他市町村及び地域団体などとの連携を促進するとともに、それぞれが果たす役割を十分に検討し、責任分野と負担区分の明確化を図ること。

補助金及び負担金については、「補助金・負担金の交付に関する指針」に示す補助金等交付・見直しの基本方針に基づき、適宜見直しを行うこと。

また、適正な事業スキームを検討した上で、補助金、負担金及び委託料等 の予算科目を選択し、要求すること。

(6) 行政評価の反映

限られた予算を有効活用し、最少の経費で最大の効果が挙げられるよう、 主要事業成果報告書等での評価結果を予算要求に反映させること。<u>評価結果</u> を踏まえて事業の抜本的な見直しを行い、妥当性・効率性・有効性等の視点 により優先順位を精査し、予算の重点化を図ること。

また、新規事業の提案については、事前評価を適切に実施すること。

(7) 公共施設等総合管理計画の推進

公共施設等に関する様々な課題に適正に対処するために策定した「真庭市公共施設等総合管理計画」の基本方針に留意しつつ、ライフサイクルコストを意識した施設管理を推進し、トータルコストの縮減及び平準化を図り、財政負担の軽減に努めること。

また、インフラ施設についても安全確保を最優先に、将来負担を考慮した計画的な維持管理を進めること。

(8) dX (デジタルトランスフォーメーション) の推進

「行政事務の効率化」、「くらしの利便性向上」、「社会問題の解決、新たな価値の創造」を目指し、デジタル技術を積極的に活用して、<u>市民が便利で豊かさを実</u>感できる地域・経済・行政のdXを推進すること。

自治体業務システムの標準化・共通化にあたっては、国の動向を注視する とともに、<u>業務プロセスの抜本的な見直しと再構築</u>を含めたシステムの最適 化や、手続きのオンライン化などに取り組むこと。

5 市債の活用方針

市債については、後年度の財政負担を考慮し、発行抑制を基調とするが、 地方交付税により措置される市債(過疎債・合併特例債等)については、適 債性を判断した上で優先的に活用を図ることとする。また、活用にあたって は、真に充当すべき事業であるか否かの見極めを十分に行うこと。

合併特例債については活用期限が令和6年度までに限られていることから、 効果的かつ計画的に活用すること。

市債活用にあたっては、各計画との整合を図るため、総合政策課及び財政課と事前協議の上、要求すること。

6 年間総合予算

当初予算は、当該年度中に見込まれる財政需要の全てを計上する年間総合予算として編成し、年度途中における補正は、次に掲げる事業等の特別の理由がある場合を除き、補正は行わないので、予測される全ての歳入、歳出について厳重に見積りを行った上で要求すること。

- (1) 国県等の補助事業採択等による事業
- (2) 人事異動及び給与改定に伴う人件費
- (3) 災害復旧事業
- (4) その他補正で対応することが適切と認められる事業

7 特別会計及び企業会計に関すること

特別会計への繰出金及び企業会計への補助金は、一般会計に多大な影響を及ぼしており、適正化を図る必要があることから、事業内容を十分に精査し、必要な見直しを行うとともに、次の点に留意すること。

(1) 特別会計は、原則として独立採算制の堅持に努めるとともに、一般会計に準じ管理的経費の増嵩を避け、それぞれの会計の設置目的に沿って、 年間必要額の積算を行うこと。 (2) 企業会計は、一般会計との経費負担区分の明確化を図るとともに、経営の総点検を実施し、業務運営の合理化及び能率化に徹し、長期的見通 しに立って企業としての独立採算制、経営の健全化、効率化を基礎とした予算見積りを行うこと。

また、国が示す繰出基準等に基づかない<u>基準外の繰出金(赤字補てん</u>等)の解消を目指すため、計画的に縮減を図ること。

8 予算要求基準

歳出予算の分類及び要求基準は次に掲げるとおりとし、すべての経費において予算査定の対象とする。

(1)経常経費【経常A】

行政運営上必要となる経費(施設管理費、行政運営経費等)については、 令和3年度当初予算比100%以内(0%シーリング)で要求すること。ただ し、数年おきに発生する検査等の経費や、令和4年度以降に継続的に必要と なる経費に限り、枠外の要求を認める。また、消耗品や備品費等の事務関係 経費の節減を図り、必要最小限の経費を要求すること。

義務的経費(人件費、扶助費、公債費等)については、決算額の推移や今後の見通しを十分に勘案し、過大にならないよう年間所要額を適正に見積もること。

(2)投資経費【政策A】

普通建設事業等(ハード事業)に係る経費であり、事業実施に伴う人件費を含めたランニングコスト等の後年度負担についても検討を行い、事業の必要性、効果を明確にした上で、必要最小限の経費を要求すること。

(3)政策経費【政策B】

政策的事業 (ソフト事業)、繰出金及び各種補助金等に係る経費であり、積極的な CAPDの活用により、継続・拡充・廃止・新規事業の創設などについて判断し、実効性のある事業として要求すること。特に補助金については、

交付対象及び目的、効果について十分に検証し、最少の経費で最大の効果を 生み出す取組とすること。